

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本協会は、全国子育てタクシー協会（以下協会とする）という。

(事務所の所在地)

第2条 本協会は、事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、子育て中の親をはじめ、子どもの健やかな育ちを安心・安全な移送を通じて支援する理念に基づき、会員が子育て応援を適正に遂行することによって、社会貢献の一翼を担い、かつ会員のために、適格な移送事業の確立、並びに自主的な経済活動を促進させるための振興支援と情報提供を行うことにより、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 協会は、特別の個人、法人、政党、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

第 2 章 事 業

(事業)

第5条 協会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の増強を計るため、子育てタクシー事業者の募集育成活動事業並びに業者登録業務
- (2) 子育てタクシードライバー育成のための教育活動事業並びにその認証業務
- (3) 子育て支援モデル並びに支援サービス水準の向上のための研究・研修事業
- (4) 会員の自主的な支援サービス評価とそれによる事業内容の活性化対応事業
- (5) 子育て支援サービスのリスクマネジメント業務並びに苦情対応の会員支援事業
- (6) 関係官庁との交渉窓口を担い、また関係団体と連携を推進し、子育てタクシー業務の認知と発展を計る活動事業
- (7) その他、事業目的達成に必要な全ての事業

第 3 章 会 員

(会員種別)

第6条 協会の会員は、正会員（以下会員とする）とする。

2. 協会は、会員以外に協力会員をおく。
3. 会員の規定は会員規約により定める。

(会員資格)

第7条 協会の会員は、次の各号の要件を備える事業者とする。

- (1) 一般乗用旅客運送事業者であること。
- (2) 事業代表者又は代表代行者と移送に従事する者1名以上が、子育てタクシードライ

バー養成講座の受講修了者であること。

(入会)

第8条 会員たる資格を有する事業者は、次の要件を満たすことにより会員となり、協会に加入できる。

- (1) 会員申請には、理事会員1名を含めた既会員2事業者の推薦を得ること。
- (2) 理事会において3分の2以上の賛成を得ること。
- (3) 入会金、所定の年会費を納入すること。
- (4) 加入単位は、許可を受けた営業区域、または交通圏ごととする。

(入会金並びに会費)

第9条 会員は、総会において定める新規加入時における入会金および年会費を納めなければならない。

2. 協会は、事業運営上必要と認められる場合は、総会の議決により、特別会費を徴収することが出来る。

3. 会費徴収に関わる規定は、会員規約により定める。

(退会)

第10条 会員は退会しようとする時は、あらかじめ会長に書面による退会届を提出した上で、理事会の決議を経て即時退会することができる。

2. 会員事業所が事業解散した時は、自動的に退会したものとする。

(除名)

第11条 協会は、次の各号の一に該当する会員を除名することが出来る。この場合において、協会は、その総会の会日の10日前までにその会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 会費納入義務を履行しないとき。
- (2) 会員資格を喪失したとき。
- (3) 協会の目的遂行に反する行為ないし妨げようとした行為を行ったと認められるとき。
- (4) 協会の指定する事業に参加せず、子育て応援の主旨に到達出来る見込がないと認められるとき。
- (5) 反社会的行為、並びに子供に関わる犯罪行為を起こし社会倫理に適合しないと見込まれたとき。
- (6) 協会の運営上の秩序を乱す行為と見込まれたとき。

2. 前項に該当する会員を除名する手続は、会長、副会長並びに専務理事の協議の上、理事会に提案し、理事会決定にて執行出来る。

3. 前項に該当する会員の弁明により、総会の議決によりその会員の地位を復活させることが出来る。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、または除名した会員が既に納入した会費、入会金、その他の拠出金は返還しない。

(協会配布物の返還)

第13条 退会し、または除名された会員は、協会が配布販売した「子育てタクシー」の商標、ロゴマーク、各種データ、ステッカー、認定証、バッチ等について一切使用できず、それらを遅滞なく返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 協会は会員が第11条(3)項、(5)項、(6)項又は第13条に違反し、その事実によって協会および会員に直接的、間接的利益損害が発生した場合、原因者たる会員に対し損害賠償を請求できるものとする。

第4章 役員

(役員の数)

第15条 役員の数次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 理事(会長、副会長、専務理事および事務局長を含む) 15名以内
- (6) 監事 2名

2. 理事、監事は会員事業者の代表権者もしくは協会が認めた者に限る。

3. 理事と監事の兼務は出来ない。

4. 第1項の定数とは別に、理事会の推薦によって員外理事3名以内を選任することが出来る。

(会長および役員を選任)

第16条 理事は総会において会員、協力会員の中から選任する。選任方法は事務局推薦を総会において承認するほか、会員相互による選挙を行うことができる。

2. 理事の中から会長1名を互選により選出する。

3 会長は理事の中より副会長、専務理事、事務局長を指名する。

(職務)

第17条 会長は協会を代表し、諸務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、諸務の執行を決定する。ただし、決定を急ぐ事項については、会長、副会長および専務理事の協議により諸務を執行し、理事会にて報告する。

4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第18条 役員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることが出来る。

3. 役員は、辞任した場合または期間満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員の実義務)

第19条 理事および監事は、法令、定款および規約の定め並びに総会の決議を遵守し、協会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実)

第20条 役員に対する報酬は総会において定める。

(役員の実)

第21条 会員は、役員が役員としてふさわしくない行為があった場合、総会において解任の動議を出すことができ、決議により解任することが出来る。

第5章 会議 (総会、理事会)

(会議の種別)

第22条 協会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成および形式)

第23条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

3. 会議形式は会場開催、テレビ電話あるいは電子メールによる方法による。

(会議の機能)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。

(1) 事業計画の決定及び変更

(2) 事業報告の承認

(3) その他協会の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない諸務の執行に関する事項

(4) 定款付則規約の改訂事項

(会議の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 監事の職務遂行上、監事が必要と認め召集したとき

3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事3名以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(会議の召集)

第26条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が召集する。

(会議の議長)

第27条 総会の議長及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席(委任出席を含める)がなければ開会することが出来ない。

(会議の議決)

第29条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3. 議決権は、会員事業者1票とする。また協力会員、員外理事も総会、理事会において議決権を1票有するものとする。

(会議の議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び会議形式

(2) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過及び要領並びに要旨

2. 議事録には、議長及び出席会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名しなければならない。ただし、電子メール形式の場合は不要とする。

(委員会の設置)

第31条 協会はその事業の執行に関し、理事会の決議により委員会を設置することが出来る。

2. 委員会の委員は理事会の指名による。

3. 委員会は第31条の会議の議事録に準じた議事録を作成し、理事会の承認を得なければならない。

第6章 組織

(組織)

第32条 本協会は、理事会の承認を経て、各都道府県または単位地方に支部を置くこと

ができる。

第 7 章 資産および会計

(資産の管理)

第33条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(予算及び決算)

第34条 協会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

(解散)

第37条 本協会は、総会において、会員の3分の2以上の議決を経て解散することができる。

第 9 章 雑 則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(細則)

第49条 この協会の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. 施行日 平成20年6月23日
2. 協会設立時の役員の任期は、第18条1項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。
3. 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第25条第1項及び第35条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
4. 協会の設立当初の会計年度は、第36条の規定に関わらず、設立総会の日から平成19年3月31日とする。